



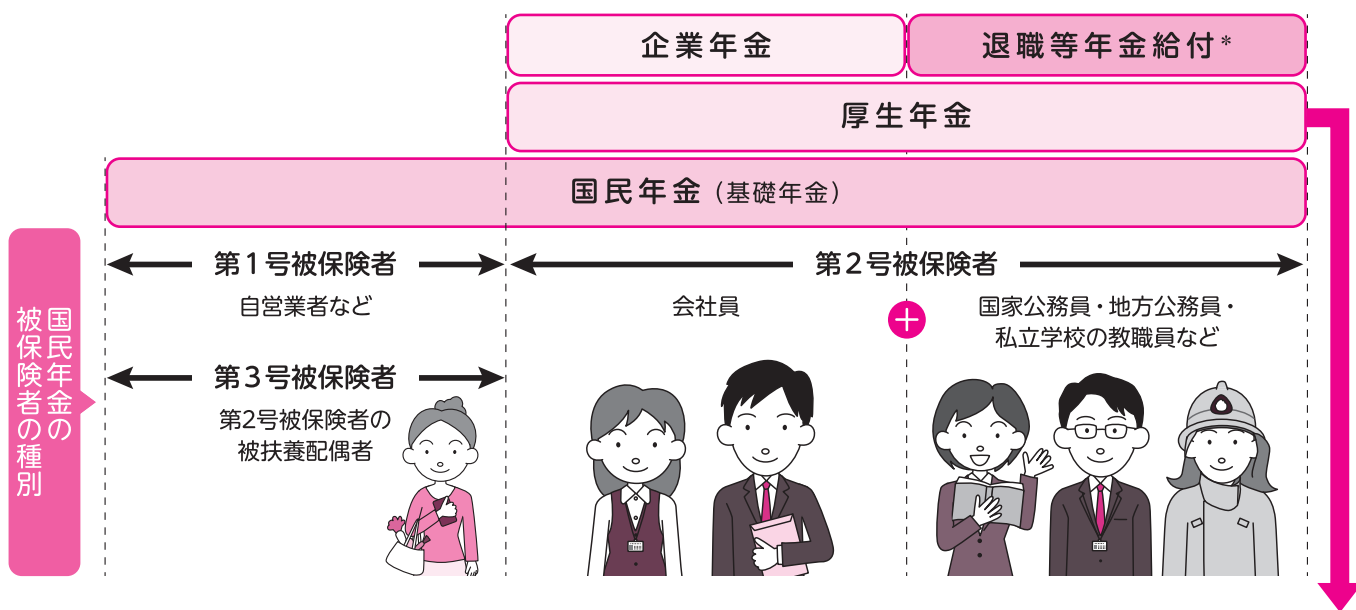
今現在の公的年金制度のしくみについて教えてください!

A

現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」、民間企業に勤めている方や公務員、私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類になっています。

「国民年金」とは、すべての国民を加入対象として、全国民共通の基礎年金として支給されるもので、「厚生年金」は、給与に比例した年金を基礎年金に上乗せするかたちで支給されます。

公的年金制度の体系



種別
被保険者の
厚生年金の

- ① 第1号厚生年金被保険者…下記第2号～4号以外の厚生年金の被保険者
- ② 第2号厚生年金被保険者…国家公務員共済組合の組合員である厚生年金の被保険者
- ③ 第3号厚生年金被保険者…地方公務員共済組合の組合員である厚生年金の被保険者
- ④ 第4号厚生年金被保険者…私立学校教職員共済組合の組合員である厚生年金の被保険者

*退職等年金給付について

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「退職等年金給付」が創設されました。
「退職等年金給付」は平成27年10月以降の組合員期間がある場合に支給されますが、平成27年9月30日以前の組合員期間がある場合は、「経過的職域加算額」が加算されて支給されます。

きになる

ワンポイント

ねんきん定期便が届いたら、内容を確認しましょう



ねんきん定期便は、現在加入している公的年金制度と被保険者種別により、各実施機関から被保険者に送付されます。ねんきん定期便には、被保険者の公的年金の加入期間や保険料納付額、年金の見込み額等の情報が記載されていますので、お手元に届いた際は記載内容をしっかりと確認しましょう。
※退職等年金給付に関する情報については、各共済組合から送付される給付算定基礎額残高通知書で確認することができます。

